

平成26年6月26日

千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市美浜区新港249番地8

特定非営利活動法人

ちば水土里支援パートナー

理事長 星川正晴 印

電話番号 043-241-1755

メールアドレス (なし)

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、提出します。

記

- | | |
|---|----|
| 1. 前事業年度の事業報告書 | 1部 |
| 2. 前事業年度の財産目録 | 1部 |
| 3. 前事業年度の貸借対照表 | 1部 |
| 4. 前事業年度の収支計算書 | 1部 |
| 5. 前事業年度の年間役員名簿 | 1部 |
| 6. 前事業年度の末日における社員のうち10名以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 | 1部 |
| 7. 定款 | 1部 |
| 8. 最新の役員名簿 | 1部 |

平成25年度の事業報告書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

特定非営利活動法人ちば水土里支援パートナー

1 事業の成果

- ・平成25年度は法人設立から4年目を迎え、関係団体と連携して、定款第5条に掲げた事業を積極的に行った。
- ・農村づくり事業では、土地改良区の事務合理化支援を、県内1土地改良区の土地管理や会計システムのIT化の支援を行ったほか、県内土地改良区との情報の交換や広報誌「ちば水土里支援会報」については3回発行し、会員間の情報の共有化を図った。
- ・農村環境保全事業では、昨年度に引き続き「農地・水保全管理事務支援」として活動記録や会計書類整理を千葉県土連と連携し、県内9地区で行った。
- ・また、平成23年3月11日発生の東日本大震災に係る「震災記録誌」の作成への支援要請があり、法人としても農業農村の振興に関する技術や知識を活用出来ることから、編集作業に積極的に参画した。
- ・その他の事業として、安房地域の農業ダムの堤体挙動の定期的観測支援、歴史に残る施設（旧両総用水施設）の保存を関係団体と連携して進めたほか、千葉県土地改良事業団体連合会が主催している「美しい農村環境写真コンテスト」への共催や研修会等への参加を積極的に行った。

2 事業の実施に関する事項

事業名	具体的な事業内容	(A)実施日時 (B)実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額(千円)
農村づくり事業	土地改良区の事務合理化支援、広報誌発行、土地改良区各種打合せ	(A)4/1～3/31 (B)県内(土地改良区等) (C)125.5人	(D)県内の土地改良区エリア (E)不特定多数	830
農村環境保全事業	農地・水保全管理事務支援	(A)4/1～3/31 (B)県内(土地改良区等) (C)155人	(D)県内の土地改良区エリア (E)不特定多数	1,270

事業名	具体的な事業内容	(A)実施日時 (B)実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (千円)
災害防止復旧事業	東日本大震災に係る「震災記録誌」編集支援等	(A)4/1～3/31 (B)県内（被災土地改良区等） (C)16.5人	(D)県内の被災土地改良区エリア (E)不特定多数	0
その他事業	ダム堤体の挙動観測、歴史遺産の保存活動、写真コンテスト等	(A)4/1～3/31 (B)県内（千葉市・南房総市・山武市等） (C)16人	(D)一般県民・県内の土地改良区エリア (E)不特定多数	127

平成25年度会計 財産目録

(平成26年3月31日現在)

特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金	148,388		
現金	0		
普通預金(千葉銀行本店)	148,388		
(2) 未収金	1,830,850		
未収会費	9,000		
未収支援金	1,821,850		
その他未収金			
流動資産合計		1,979,238	
2 固定資産			
(1) 什器備品	0		
固定資産合計		0	
資 産 合 計			1,979,238
II 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金	1,024,375		
支援業務従事者手当	692,400		
支援業務旅費	200,570		
賃借料	60,000		
使用料	67,841		
手数料等	3,564		
(2) 前受金	0		
(3) 預り金	20,347		
流動負債合計		1,044,722	
負 債 合 計			1,044,722
正 味 財 産			934,516

平成25年度会計 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	0		
預金	148,388		
(2) 未収金			
未収会費	9,000		
未収支援金	1,821,850		
その他未収金			
流動資産合計		1,979,238	
2 固定資産			
(1) 什器備品	0		
固定資産合計		0	
資 産 合 計			1,979,238
II 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金	1,024,375		
(2) 前受金	0		
(3) 預り金	20,347		
流動負債合計		1,044,722	
負 債 合 計			1,044,722
III 正味財産の部			
1 前期繰越正味財産		723,547	
2 当期正味財産増加額		210,969	
正 味 財 産 合 計			934,516
負債及び正味財産合計			1,979,238

平成25年度会計 収支計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー

科 目	金 額 (円)		
	目・節	項	款
【収入の部】			
I 会費収入		572,000	
1 会費収入	572,000		
(1) 個人会費	342,000		
(2) 団体会費	90,000		
(3) 賛助会費	140,000		
II 事業収入		2,646,850	
1 事業収入	2,646,850		
(1) 事業活動収入	2,646,850		
III 寄付金収入			
IV 雑収入		101	
当期収入合計 (A)			3,218,951
前期繰越収支差額			723,547
収入合計 (B)			3,942,498
【支出の部】			
I 事業費		2,227,290	
1 事業費	2,227,290		
(1) 農村づくり事業	830,270		
(2) 農村環境保全事業	1,270,330		
(3) 災害防止復旧事業	0		
(4) 施設安全点検事業	44,640		
(5) その他の事業	82,050		
II 管理費		780,692	
1 管理費	780,692		
(1) 賃借料	230,100		
(2) 役務費	122,900		
(3) 需用費	354,139		
(4) 会議費	45,712		
(5) 租税公課	8,000		
(6) 保険料	19,841		
(7) 雑費			
当期支出合計 (C)			3,007,982
当期収支差額 (A)-(C)			210,969
次期繰越収支差額 (B)-(C)			934,516

法第28条第1項

前事業年度の役員名簿
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー

役名	氏名	住所又は居所	前事業年度中に役員であった期間	報酬を受けた期間
理事	加藤 健一	千葉市中央区青葉町 1274番地14	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	武村 龍児	流山市東初石3丁目 125番地の12	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	山田 篤志	四街道市美しが丘 2丁目12番68号	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	鈴木 良則	香取市佐原イ 2957番地17	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	河野 義雄	旭市新町1060番地	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	鶴岡 明男	茂原市早野1704番地	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	浅井 正幸	いすみ市岬町嘉谷29番地1	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	小原 清	鴨川市東町1472番地	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	前田 三郎	袖ヶ浦市横田3684番地	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	星川 正晴	我孫子市湖北台 2丁目16番15号	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	鵜崎 勝善	香取市寺内434番地	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
理事	石毛 建則	旭市入野36番地2	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
監事	鈴木 孝行	八千代市米本 2548番地の1	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
監事	染谷 正司	野田市中里 1108番地の2	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無
監事	鈴木 光江	香取市小見川852番地	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日まで	無

法第28条第1項

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー

氏名	住所又は居所
加藤 健一	千葉市中央区青葉町1274番地14
武村 龍児	流山市東初石3丁目125番地の12
山田 篤志	四街道市美しが丘2丁目12番68号
鈴木 良則	香取市佐原イ2957番地17
河野 義雄	旭市新町1060番地
鶴岡 明男	茂原市早野1704番地
浅井 正幸	いすみ市岬町嘉谷29番地1
小原 清	鴨川市東町1472番地
前田 三郎	袖ヶ浦市横田3684番地
星川 正晴	我孫子市湖北台2丁目16番15号
鶴崎 勝善	香取市寺内434番地
林 郁夫	袖ヶ浦市長浦駅前3丁目15番8号
水野 毅	東金市田間375番地1
山本 成夫	山武郡大網白里町金谷郷118番地15
岸田 康則	千葉市稲毛区長沼原317番地1 ヴィルフォーレ稲毛6-303
鈴木 民也	南房総市川田7番地2
豊川 忠幸	千葉市中央区登戸5丁目16番4号 千葉登戸ガーデンハウス207
相川 文明	富里市立沢1021番地1

法第10条第1項第1号

特定非営利活動法人ちば水土里支援パートナー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ちば水土里支援パートナーという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県千葉市美浜区新港249番地8に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は県民に対して、農業農村の振興に関する技術と知識を活用しながら自らの社会貢献活動として、持続可能な農業農村づくり、農村環境の維持保全、災害救援、農業施設の点検や安全活動などに関する事業を行い、農村地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 農村づくりや農村地域活性化のための調査、計画、協議、実施事業
 - ② 快適な農村環境の保全、構築のための調査、計画、協議、実施事業
 - ③ 災害の未然防止や復旧・復興のための調査、計画、協議、実施事業
 - ④ 農地や農業用施設等の点検・安全活動事業
 - ⑤ 田んぼの生き物調査等を通じた子どもの健全育成を図る事業
 - ⑥ 科学技術の振興のための情報収集、検討、提案事業
 - ⑦ 農業農村整備計画、検討への専門技術者の派遣事業
 - ⑧ 農業農村整備に係わる情報収集、検討、提案事業

- ⑨ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
 - (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄（総会で別に定める額を超えないもの、又は借入日の属する事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
- (11) 清算人の選任
- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その

日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法(千葉県特定非営利活動促進法施行条例第3条の2に規定する電磁的方法をいう。以下同じ)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、4人以上の会員を代理することが出来ない。

4 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者若しくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項
(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、

押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配して

はならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、総会において別に定める額を超える価額の借入金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、借入日の属する事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の賛成を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散するときは解散総会において清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日(平成22年7月13日)から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	加藤 健一
副理事長	星川 正晴
副理事長	鶴崎 勝善
理事	武村 龍児
〃	山田 篤志
〃	鈴木 良則
〃	河野 義雄
〃	行木 一彦
〃	鶴岡 明男
〃	浅井 正幸
〃	小原 清
〃	前田 三郎
〃	石毛 建則
監事	鈴木 孝行
〃	染谷 正司
〃	鈴木 光江

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正会員	個人	3,000円
	団体	5,000円
賛助会員	個人	5,000円
	団体	10,000円

NPO法人ちば水土里支援パートナー 役員名簿

役員任期（平成26年4月1日から平成28年3月31日まで）

（順不同）

番号	役職	候補者名	選出区域・団体等	備考
1	理事長	星川正晴	事務局	
2	副理事長	鴫崎勝善	前両総土地改良区	
3	〃	豊川忠幸	千葉・市原	
4	理事	風間政美	東葛	
5	〃	相川文明	印旛	
6	〃	鈴木良則	香取	
7	〃	河野義雄	海匝	
8	〃	川俣裕一	山武	
9	〃	鶴岡明男	長生	
10	〃	千葉常之	夷隅	
11	〃	鈴木民也	安房	
12	〃	新森久美	君津	
13	〃	染谷正司	東葛北部土地改良区	
14	監事	鈴木孝行	前八千代市役所	
15	〃	安西秀生	東総用水土地改良区	
16	〃	鈴木光江	ちば水土里ネット女性会	